

紙断裁機刃部等調整業務特別教育カリキュラム

富士労働基準協会

科目	時間
開 講 あ い さ つ	9 : 0 0 ~ 9 : 0 5
紙 断 裁 機 及 び そ の 安 全 装 置 又 は 安 全 囲 い の 種 類 及 び 構 造 第 1 章	9 : 0 5 ~ 1 6 : 3 0 (途 中 休 憩 を 含 む)
紙断裁機作業者の機械取扱い上の 留 意 点 と 断 裁 作 業 第 2 章	
紙 断 裁 機 の 刃 部 、 安 全 装 置 の 点 検 、 取 付 け 、 調 整 等 に 関 す る 知 識 第 3 章、第 4 章、第 5 章	
関 係 法 令 第 6 章	

- ①開講時刻の5分前までに講習会場に入場し、指定された席に着席すること。
- ②受講票、筆記用具、昼食を持参すること。
- ③受講時は、必ず不織布マスクを着用すること。